

★許可・承認の申請について（続き）

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、高さ 150m 以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局 HP に掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご参照ください。

(2) それ以外の許可・承認の申請

→ 国土交通省 航空局 安全部 運航安全課

※ 詳しくは以下にお問い合わせ等をお願いします。

【問い合わせ先】

：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口

無人航空機の飛行ルールの詳細や許可等の申請の方法については、以下の国土交通省航空局 HP

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

をご参照下さい。

※ 詳細は を検索！

不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ窓口までご相談下さい。

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）

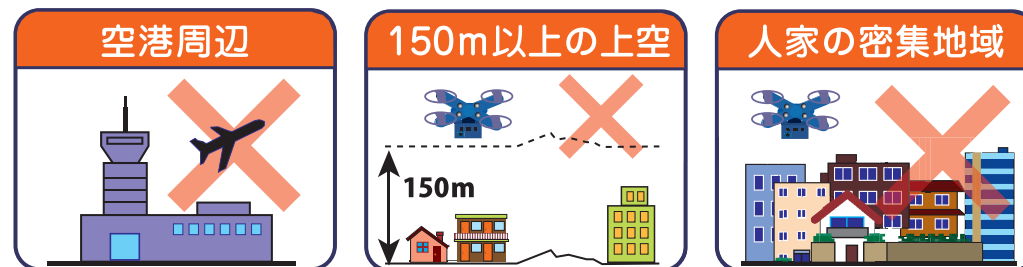
内線：50157、50158

E-mail：hqt-jcab.mujin@ml.mlit.go.jp

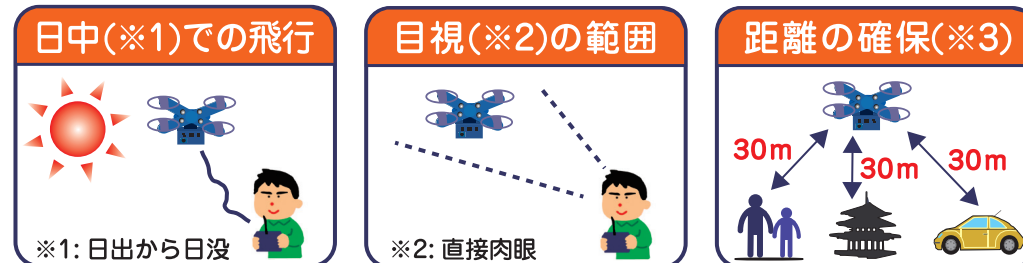
無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の 安全な飛行に向けて！

平成27年12月10日から、無人航空機の飛行ルールを定めた改正航空法が施行されました。
ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域 ※ 飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。



★飛行の方法 ※ これらの方法によらずに飛行（例：夜間飛行、目視外飛行等）させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。



国土交通省航空局

★航空法の対象となる「無人航空機」とは

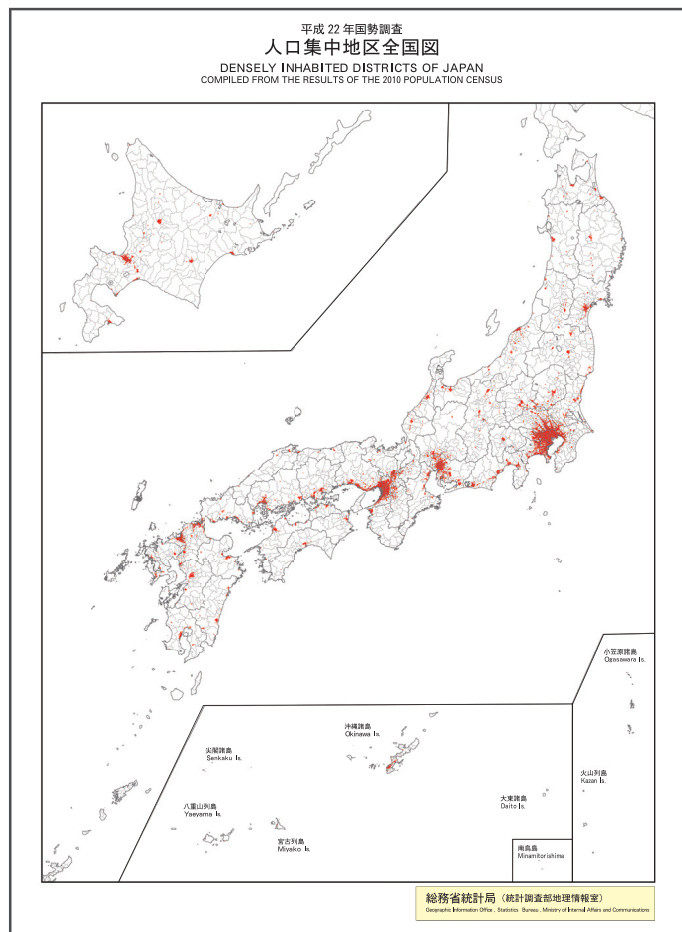
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（※）です。

（※）200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除きます。

（例）ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農業散布用ヘリコプター

★人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区（DID）となります。人口集中地区の詳細については、以下の「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通省航空局 HP を通じてご確認ください。



★許可・承認の申請について

航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10日前（土日祝日等を除く。）まで（※）に、国土交通省へ申請が必要です。**

※ 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の余裕をもって申請してください。

【包括申請】

同一の申請者が**一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合**の申請は、包括して行うことが可能です。

【代行申請】

飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、**複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合**などは、代表者による代行申請が可能です。

※なお、報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を、行政書士以外の者が行う場合には、行政書士法違反となります。

【許可期間】

許可等の期間は原則として3ヶ月以内ですが、継続的に飛行させることが明らかな場合には、**1年を限度**として許可等を行うことが可能です。

1. 申請書

国土交通省 航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

（記載事項の例）

- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
- ・ 無人航空機の製造者、名称、重量
- ・ 無人航空機の機能及び性能
- ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
- ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**郵送（※）、持参（※）又はオンライン申請**が可能です。

※ 普通郵便でも可能ですが、簡易書留をお勧めします。詳細は、航空局HPでご確認ください。

※ 受付時間は、09:30～17:00となっています。詳細は、航空局HPでご確認ください。